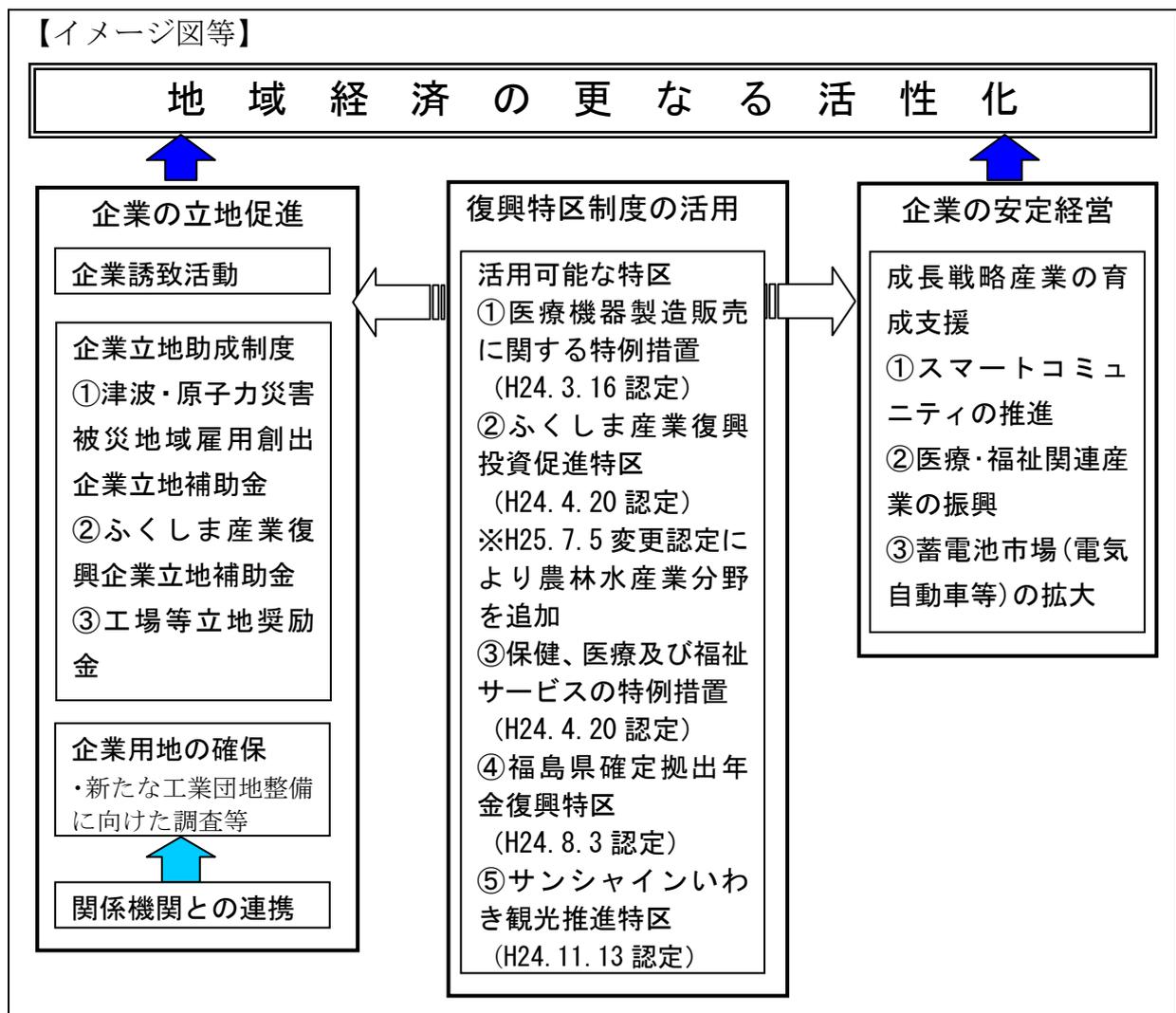




## 8 企業誘致対策プロジェクト

### 1 企業誘致対策に向けた全体方針

- 地域経済の更なる活性化を図るため、いわきの優位性を最大限に活かしながら、企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、企業向け用地の新たな確保について関係機関と連携し取り組みます。
- 復興特区制度を有効に活用し、民間事業者からの提案なども反映しながら、税制上の優遇措置や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と企業の立地を促すしくみづくりに取り組みます。



#### ◎企業誘致対策の取り組み

国・県等や関係機関等と密接な連携を行うことはもとより、市内企業立地への民間事業者の動向の的確な把握に努めます。

その上で、震災復興に向けた国の立地補助金、県の企業誘致の助成制度や市の立地奨励金を活用するほか、県の工業団地の整備の動向等と連動し、市内の工業団地造成に係る所要の調査検討に取り組みます。

また、民間事業者等からの提案を踏まえて、復興特区制度の有効活用を図ることなどにより、企業進出環境の充実に取り組みます。

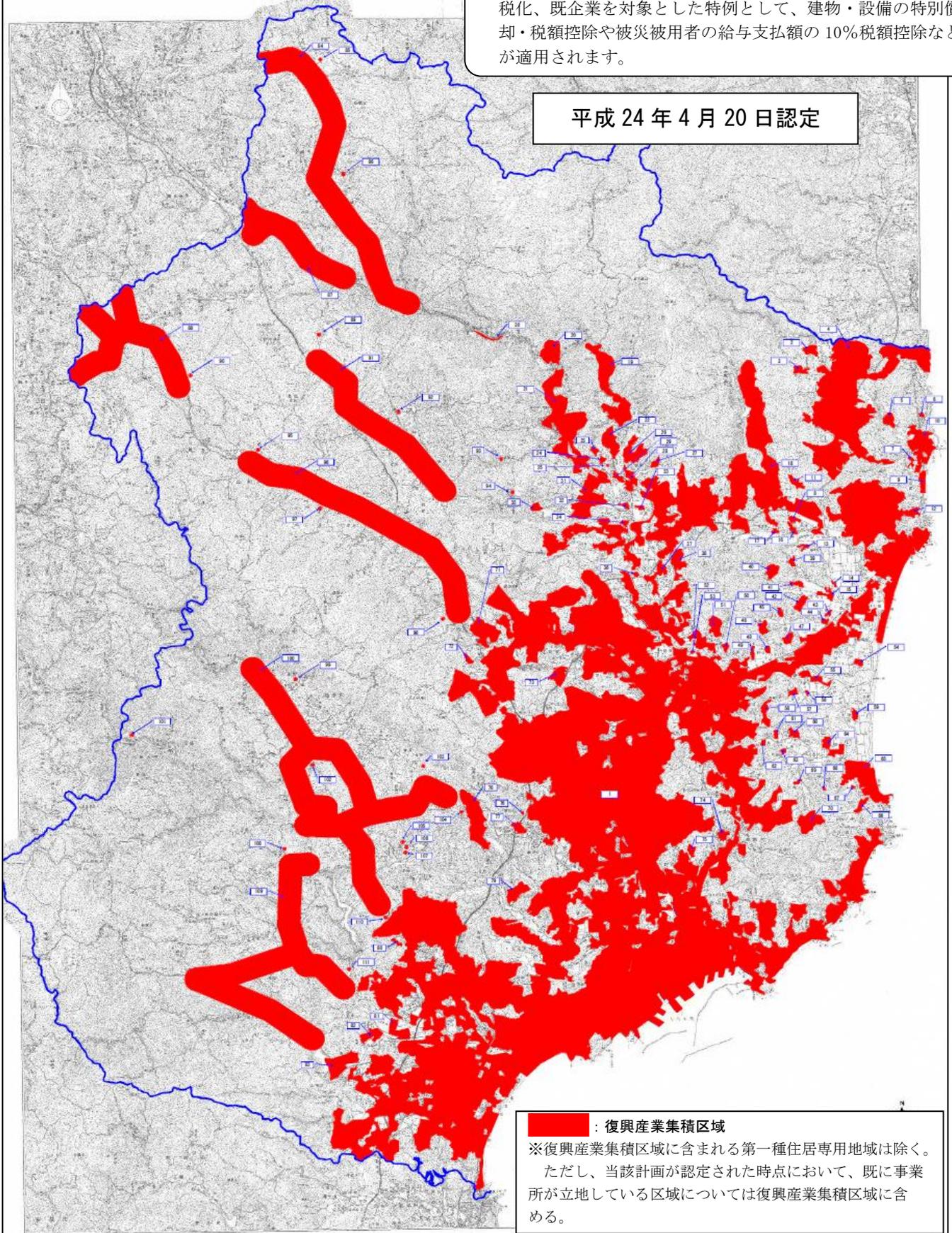
## 2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・立地補助金（約 2,000 億円）	H23 第 3 次補正
	・東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度	H23. 12. 7 法案成立
	・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	H25. 5. 27 公募開始
県	・工業団地の整備 ※いわき四倉中核工業団地の第二期分の造成 開発面積／約 20ha、概算事業費／約 20 億円	県復興計画
	・ふくしま産業復興企業立地補助金	県復興計画
市	・新たな工業団地整備に向けた調査の実施	柱 4
	・成長戦略産業の育成支援	柱 4
	・工場等の誘致促進	柱 4
	・国・県等の復興制度等の活用	柱 5

ふくしま産業復興投資促進特区  
いわき市復興産業集積区域  
(製造業等分野) (区域図)

- ・申請主体 福島県及び県内 59 市町村の共同申請
  - ・目的 製造業等の企業の新増設促進と雇用の場の創出
  - ・特例内容 製造業及びその関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

平成 24 年 4 月 20 日 認定

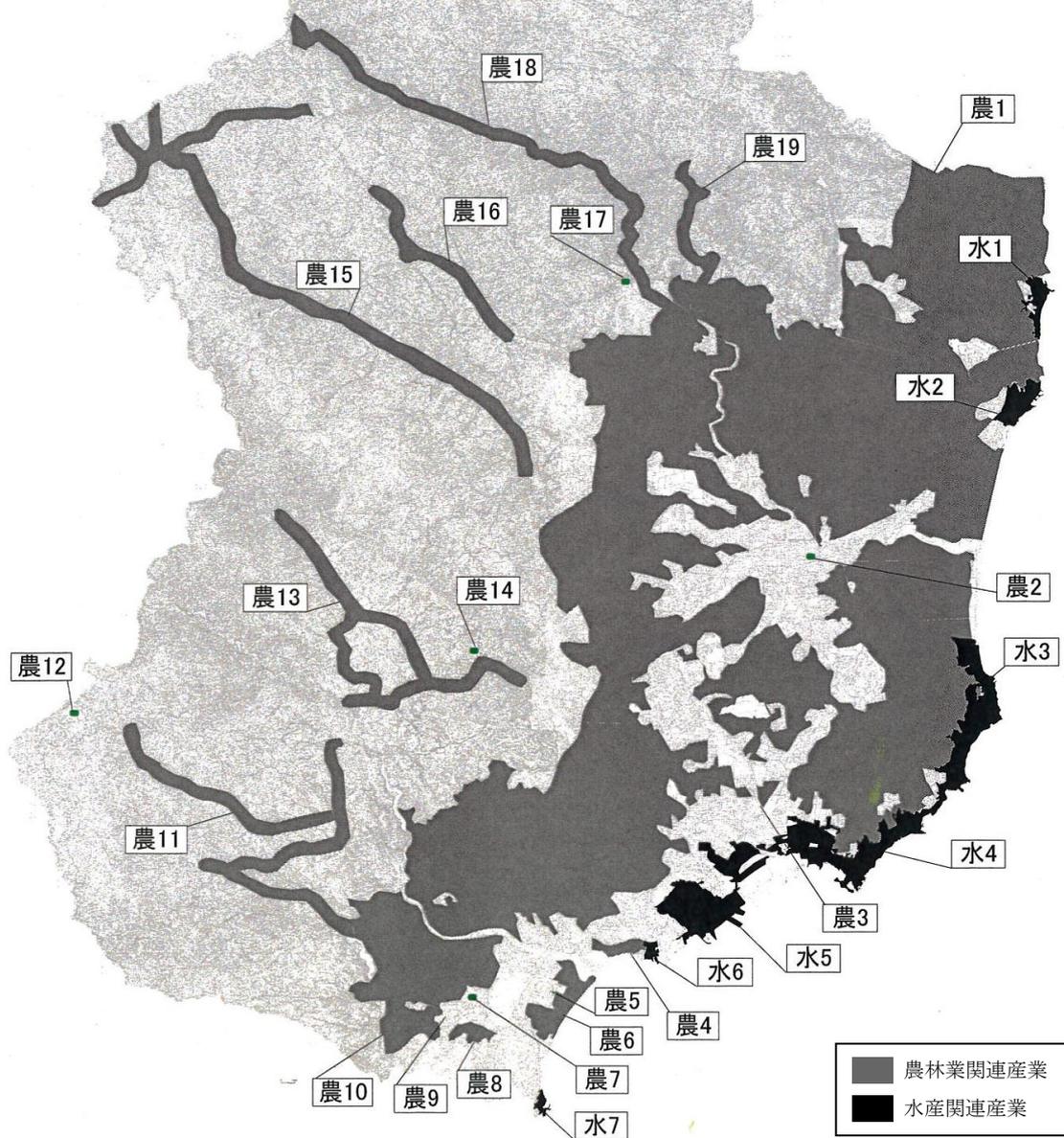


■ : 復興産業集積区域  
※復興産業集積区域に含まれる第一種住居専用地域は除く。  
ただし、当該計画が認定された時点において、既に事業所が立地している区域については復興産業集積区域に含める。

ふくしま産業復興投資促進特区  
 いわき市復興作業集積区域  
 (農林水産業分野) (区域図)

- ・申請主体 福島県及び県内 59 市町村の共同申請
  - ・目的 農林水産業の力強い再生と持続的な発展
  - ・特例内容 農林水産業及びその関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

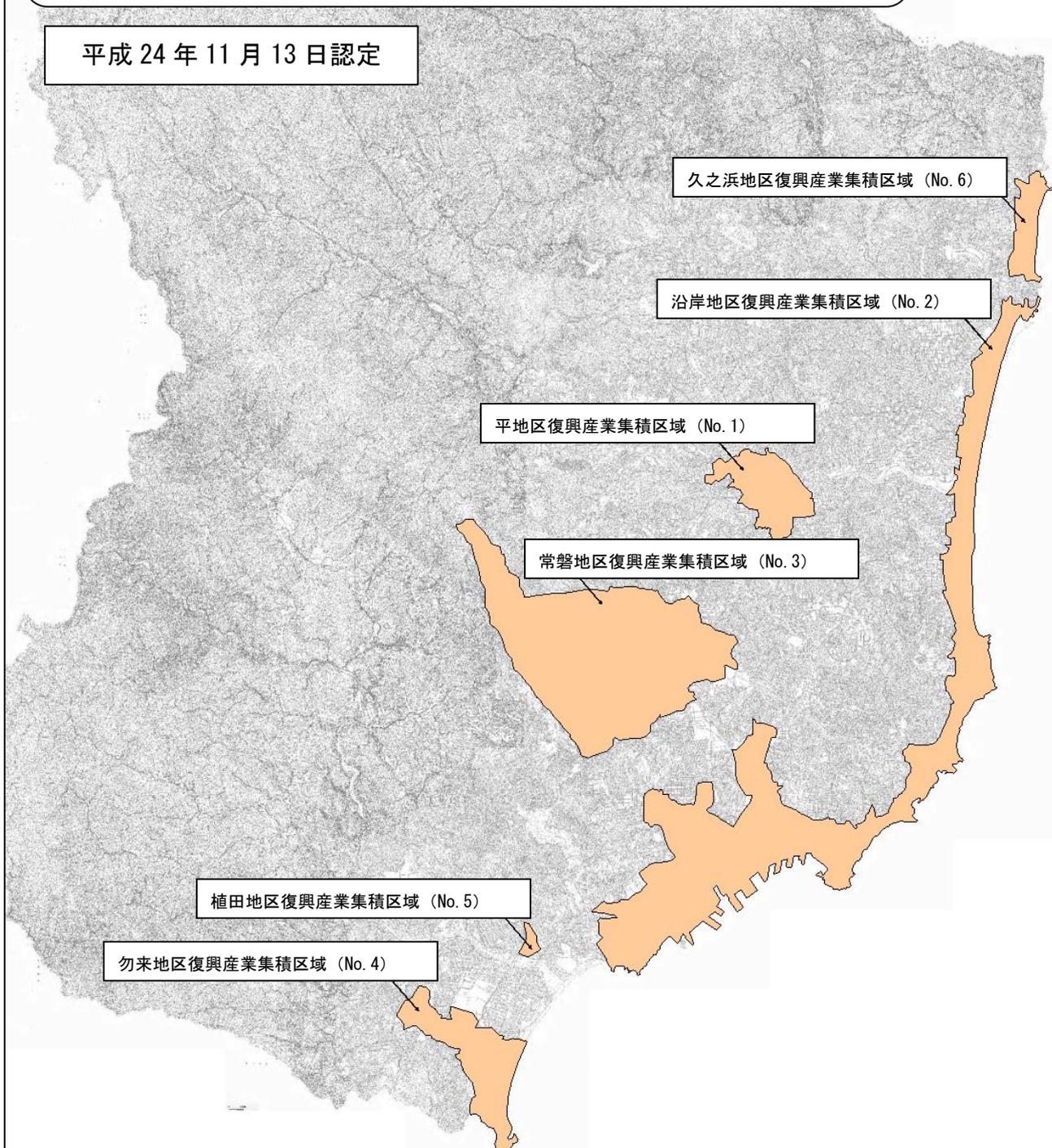
平成 25 年 7 月 5 日 認定



いわき市サンシャイン観光推進特区  
復興産業集積区域（区域図）

- ・申請主体 いわき市
  - ・目的 観光交流人口の回復と地域経済の活性化
  - ・特例内容 観光業及び関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既存企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

平成 24 年 11 月 13 日 認定

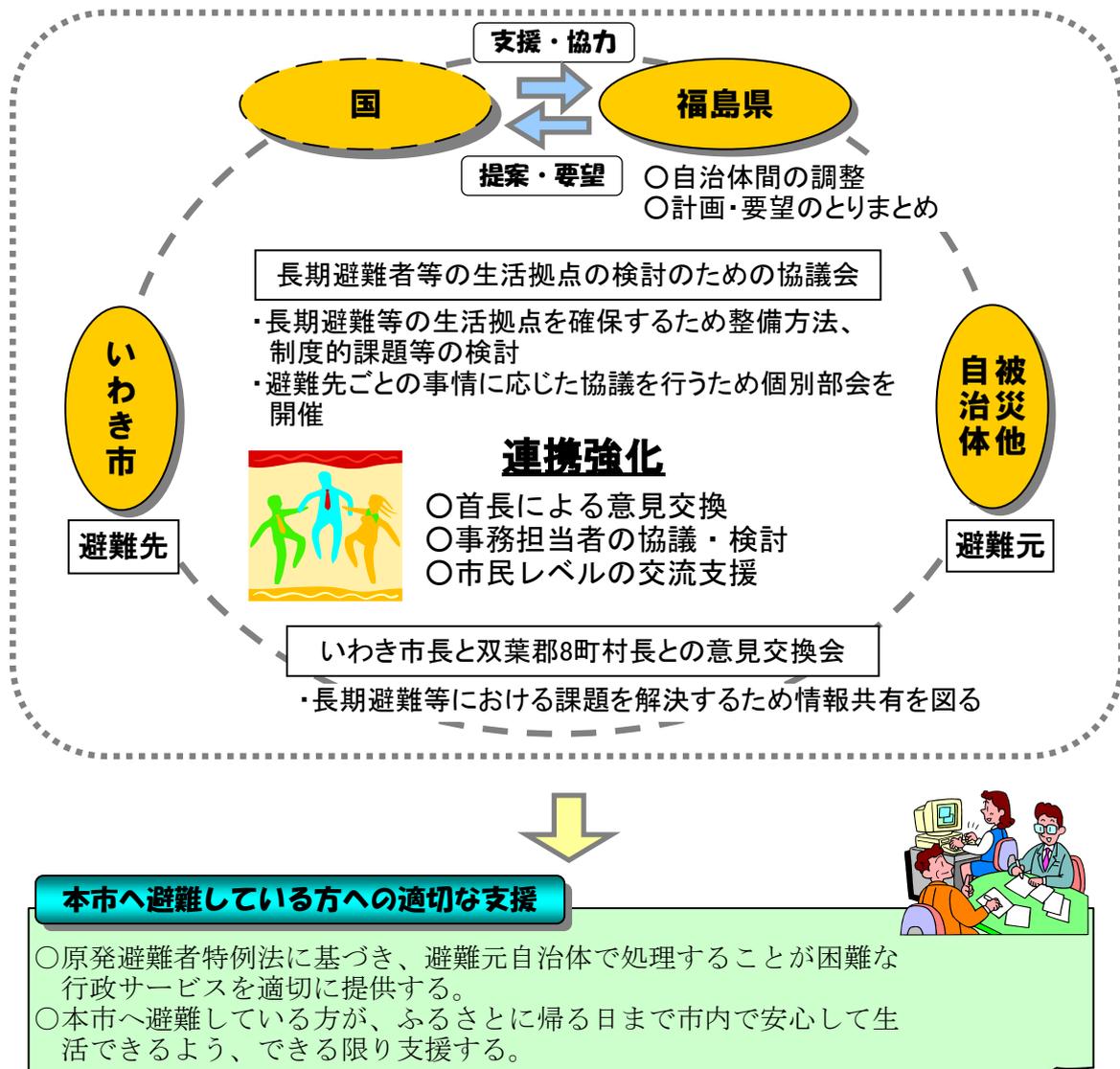




## 9 被災他自治体との連携強化プロジェクト

### 1 被災他自治体との連携強化に向けた全体方針

- 復興公営住宅建設に関係する情報の提供を行うなど国・県・関係自治体と連携を図りながら、双葉郡をはじめ市外から本市へ避難している方に対し、適切な支援に取り組みます。
- 原発避難者特例法に基づく行政サービスの提供に取り組みます。
- 本市における町外コミュニティの整備に際しては、避難者の方々同士の絆の維持とともに周辺地域の市民の皆様との良好な関係構築を目指し、県と共同してハード・ソフト両面で地域全体の活性化に寄与する施策実現を図ります。
- 関係する自治体の首長が参加する会議を開催し、被災他自治体との連携強化を図ります。



## 2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・原発避難者特例法の制定	H23. 8. 12 公布
	・原子力災害からの福島復興再生協議会の設置	福島復興再生特別措置法
	・避難者受入自治体の支援を明示	福島復興再生基本方針
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の創設及び避難者受入れ経費への財政措置の見直しを明示	H25. 6. 9
県	・いわきエリア（双葉エリアとの連携協力体制を進める）	県復興計画
	・事務担当者会議を開催し、市町村間の調整を行う	
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の設置	H24. 9. 22
	・長期避難者等の生活拠点の検討のための個別協議の設置	H25. 6. 23
	・コミュニティ研究会の設置	H25. 7. 24
市	・原発避難者向け復興公営住宅の整備	H25. 11 着工 （小名浜・常磐地区）
	・本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供	柱 1
	・被災自治体との連携推進	柱 1
	・双葉郡 8 町村との意見交換の実施	
	・双葉郡 8 町村の出張所の設置に係る場所の提供	
	・コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）に係る生活拠点形成事業計画を県と共同で作成	H25. 8 国へ第 1 回提出（以後、随時提出）



いわき市長と双葉郡 8 町村長との会談（平成 25 年 10 月 7 日開催）

